

柏原市市内循環バスの運行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内循環バス（以下「循環バス」という。）を運行することにより、高齢者、心身障害者その他の市民の利用に供し、もって市民の社会参加の促進を図るとともに、健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。

(運行経路等)

第2条 循環バスの運行経路、運行回数、運行時刻その他運行に関する基本的事項は、別に定めるとおりとする。ただし、災害、道路状況の悪化、急病人の発生その他やむを得ない事情がある場合は、運行内容を変更し、又は運行を中止する。

(運休日)

第3条 循環バスの運休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 毎週日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に運行することができる。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(禁止行為等)

第5条 循環バスを利用する者（以下「利用者」という。）は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条各号に掲げる物品を車内に持ち込んで서는ならない。

2 利用者は、循環バスの事故発生時その他やむを得ない場合を除き、車内において、旅客自動車運送事業運輸規則第53条各号に掲げる行為に該当する行為、携帯電話による通話及び飲食をしてはならない。

3 利用者は、循環バスの運転者が運行の安全の確保及び循環バス車内の秩序の維持を図るために行う指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、乗車を拒否し、又は降車させることができる。

- (1) 前条に定める事項に違反したとき。
- (2) 車両を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 乗車定員を超えるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、循環バスの運行上支障があると認められるとき。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、高齢者及び心身障害者が優先的に利用できるよう協力しなければならない。

2 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条に定める事項を遵守すること。
- (2) 愛玩用の小動物を車内に持ち込む場合は、檻、籠その他専用の容器に入れること。
- (3) 循環バスの運転者及び他の乗客に危害を加えたり、迷惑となる行為をしないこと。

(非常時の措置)

第8条 循環バスは、次の各号に掲げる場合には運行を休止する。運行中であっても途中で運行を休止することができる。

- (1) 柏原市に土砂災害に関する警報が発令されている場合 山間区域路線
(青谷西、青谷、堅上小学校前、雁多尾畑)
- (2) 柏原市に河川氾濫、大雨、土砂災害に関する特別警報及び危険警報並びに暴風に関する特別警報及び警報その他これに相当する気象警報が発令されている場合 全路線
- (3) 前項の規定にかかわらず、運行の安全を確保できないと市長が認める場合 該当する路線

(汚損等の場合における原状回復及び損害賠償)

第9条 利用者その他の者は、循環バス若しくはその乗降場所又はこれらの設備(物品を含む。)を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、市長の指示する

ところに従い、これを原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年9月15日から施行する。
- 3 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

要綱第5条関係資料

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）抜粋

（物品の持込制限）

第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

- 一 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類をいう。ただし、五十発以内の実包及び空包であつて、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。）
- 二 百グラムを超える玩がん具用煙火
- 三 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体（喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く。）
- 四 百グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（ニトロ・セルローズを主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。）
- 五 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質
- 六 放射性物質等（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。）
- 七 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質
- 八 高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。）
- 九 クロロ・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質
- 十 刃物

十一 五百グラムを超えるマッチ

十二 電池（乾電池を除く。）

十三 死体

十四 動物（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の身体障害者補助犬をいう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩がん用の小動物を除く。）

十五 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの

十六 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの
（禁止行為）

第五十三条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、自動車の事故の場合その他やむを得ない場合のほか、事業用自動車内において、次に掲げる行為（一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客にあつては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 走行中みだりに運転者に話しかけること。

二 物品をみだりに車外へ投げること。

三 自動車の操縦装置、制動装置その他運行に必要な機械装置に手を触れ、又は非常口その他事故の際旅客を車外に脱出させるための装置を操作すること。

四 走行中乗降口の扉を開閉すること。

五 一般の旅客に対して寄附若しくは物品の購買を求め、演説し、勧誘し、又は物品を配付すること。

六 禁煙の表示のある自動車内で喫煙すること。

七 第四十九条第四項（特定自動運行事業用自動車を利用する旅客にあつては、第十五条の二第七項）の規定による制止又は指示に反すること。

八 走行中の自動車に飛び乗り、又は飛び降りること。